

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則20分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 過去に、年間を通して業務を行ったものを1回として2回以上、5階建て以上の建物においてエレベーターの保守業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野地方事務所地域政策課
電話 026 (234) 9500

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月28日(木) 午前11時
イ 場所 長野県長野合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月21日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月7日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県北信合同庁舎清掃及び設備管理業務
- (2) 役務の特質
長野県北信合同庁舎及び構内の清掃作業並びに庁舎の設備管理（空調設備の運転、電気設備の管理等）
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
中野市大字壁田955
長野県北信合同庁舎及び構内
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とし

ますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- (6) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所地域政策課
電話 0269(23)0200

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月28日(木) 午前10時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月19日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 最低制限価格の設定

この入札については、最低制限価格制度の適用があります。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月7日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県北信合同庁舎警備業務
- (2) 役務の特質
長野県北信合同庁舎の常駐警備及び機械警備
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
中野市大字壁田955
長野県北信合同庁舎及び構内
- (5) 入札方法
1年当たりの委託料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に営業所を有する者であること。
- (6) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。
- (7) 過去に延床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所地域政策課
電話番号 0269(23)0200

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月28日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月19日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月7日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県北信合同庁舎電話交換業務
 - (2) 役務の特質
長野県北信合同庁舎の電話交換
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 履行場所
中野市大字壁田955
長野県北信合同庁舎
 - (5) 入札方法
1年当たりの委託料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ### 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 過去に電話交換業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所地域政策課
電話 0269 (23) 0200

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月28日（木） 午前11時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月19日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月7日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県北信合同庁舎エレベーター保守業務
- (2) 役務の特質
長野県北信合同庁舎のエレベーターの保守（フルメンテナンス）
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
中野市大字壁田955
長野県北信合同庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者

でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則40分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (7) 過去2年間に、年間を通して業務を行ったものを1回として2回以上、4階建て以上の建物においてエレベーターの保守業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所地域政策課
電話 0269 (23) 0200

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年2月28日(木) 午後3時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月19日(火)午後5時まで以上に上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月7日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県北信合同庁舎電気工作物保安管理業務
- (2) 役務の特質
長野県北信合同庁舎の電気工作物の保安管理
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所
中野市大字壁田955
長野県北信合同庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則40分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(7) 過去2年間に、年間を通して業務を行ったものを1回として2回以上、延床面積3,000平方メートル以上の建物において電気工作物の保安管理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所地域政策課
電話 0269 (23) 0200

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月28日(木) 午後4時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月19日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

東筑摩郡明科町宮中土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

平成25年2月7日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

退任

氏名	住所
波場 實	安曇野市明科中川手100番地1
飯沼 忠重	安曇野市明科中川手1732番地
池上 典兵	安曇野市明科中川手160番地1
内川 長弥	安曇野市明科中川手1343番地
横内 保夫	安曇野市明科中川手196番地1
内川 文夫	安曇野市明科中川手1783番地
横内 嘉寿雄	安曇野市明科中川手1200番地17

農地整備課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成25年2月7日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

- | | |
|---------------|---|
| 1 (1) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路 |
| (2) 指定の年月日 | 平成25年2月4日 |
| (3) 指定道路の位置 | 飯山市大字静間字中町1304番3の一部、1304番4の一部及び1305番2の一部
飯山市大字静間字町尻1312番ロ番4の一部、1312番ロー6の一部、1312番1の一部、1312番2の一部、1312番3の一部、1312番7の一部、1312番9の一部、1313番3の一部、1314番地先及び1400番2地先 |
| (4) 指定道路の延長 | 48.65メートル |
| (5) 指定道路の幅員 | 4.00メートル |
| 2 (1) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路 |
| (2) 指定の年月日 | 平成25年2月4日 |
| (3) 指定道路の位置 | 飯山市大字静間字中町1297番1の一部、1297番6の一部及び1299番8の一部
飯山市大字静間字郷谷1405番2の一部及び1405番7の一部
飯山市大字静間字町尻1401番6地先、1402番1の一部、1403番2の一部、1403番3の一部、1403番3地先及び1403番4の一部 |
| (4) 指定道路の延長 | 57.63メートル |
| (5) 指定道路の幅員 | 4.00メートル |
| 3 (1) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路 |
| (2) 指定の年月日 | 平成25年2月4日 |
| (3) 指定道路の位置 | 飯山市大字静間字中町1147番の一部、1148番1の一部、1148番2の一部、1149番 |

	1の一部、1149番2の一部、1149番3地先、1150番の一部、1153番の一部、1154番の一部、1155番の一部、1156番の一部、1157番1の一部、1159番1の一部、1159番3地先及び1160番の一部		1755番1地先、1755番2の一部、1756番の一部、1757番の一部、1758番の一部、1759番の一部、1760番1の一部、1761番1の一部、1764番1の一部、1825番2地先、1924番4の一部、1924番5の一部、1925番1の一部、1925番2の一部、1927番の一部、1928番2の一部、1928番4の一部、1928番7の一部、1939番3の一部、1935番4の一部及び1935番5の一部
(4) 指定道路の延長	104.56メートル		
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル		
4(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路		
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(4) 指定道路の延長	103.46メートル
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字中町1158番1地先、1163番1の一部、1163番13の一部、1163番13地先、1165番6の一部及び1167番2地先	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
(4) 指定道路の延長	73.61メートル	9(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
5(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字田中2064番2、2064番4の一部、2065番地先、2077番の一部、2078番の一部、2112番2の一部、2112番2地先、2112番4の一部、2113番1の一部及び2113番2の一部
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(4) 指定道路の延長	225.47メートル
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字中町1193番1の一部、1194番1の一部、1195番1の一部、1195番1地先、1196番1の一部、1196番1地先、1197番の一部、1198番の一部、1199番の一部、1200番1の一部、1201番2地先及び1201番5の一部	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
(4) 指定道路の延長	63.91メートル	10(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
6(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1760番1の一部、1760番1地先、1761番1の一部、1762番の一部、1763番の一部、1776番1の一部、1776番2の一部、1777番1の一部、1777番1地先、1815番2の一部、1815番2地先、1822番2の一部、1823番の一部、1825番1の一部及び1825番1地先
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(4) 指定道路の延長	95.53メートル
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字郷谷1405番4の一部、1405番5の一部、1556番の一部及び1567番1の一部	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
(4) 指定道路の延長	66.08メートル	11(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
7(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字法花寺3439番2の一部、3439番4、3439番5の一部、3441番2、3441番6の一部及び3443番1の一部
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日		飯山市大字静間字大久保1725番1の一部、1725番2の一部、1778番1の一部、1778番3の一部、1778番3地先、1778番4の一部、1779番の一部、1790番の一部、1791番の一部、1792番1の一部、1793番2の一部、1794番4の一部、1795番1の一部、1795番2の一部、1796番1の一部、1796番8の一部、1798番1の一部、1798番3の一部、1798番4の一部、1799番口の一部、1800番1の一部、1800番2の一部、1800番5の一部、1801番2地先、1813番4の一部、1814番2の一部及び1815番10地先
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字土常分1677番1の一部、1692番3の一部、1692番4の一部、1692番5、1696番2の一部、1696番3の一部、1697番1の一部、1697番2の一部、1697番3の一部及び1713番の一部	(4) 指定道路の延長	157.98メートル
(4) 指定道路の延長	180.43メートル	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル		
8(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路		
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日		
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1726番1の一部、1735番1の一部、1735番2の一部、1736番2の一部、1737番1、1737番2の一部、1737番3の一部、1738番2の一部及び1738番4の一部		

12(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1798番1の一部、1901番の一部、1902番の一部、1905番の一部、1905番地先、1906番1の一部、1908番の一部、1909番1の一部、1909番2の一部、1912番2の一部、1913番1の一部及び1913番3の一部
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1811番1の一部、1811番2の一部、1811番2地先、1813番1の一部、1814番1の一部、1815番2の一部、1815番5地先、1815番7の一部、1815番9、1815番10の一部、1816番2の一部及び1817番2の一部		飯山市大字静間字荒屋2258番1の一部、2258番4の一部、2258番4地先及び2258番5の一部
(4) 指定道路の延長	75.41メートル	(4) 指定道路の延長	117.70メートル
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
13(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	17(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1816番1の一部、1817番2の一部、1849番1の一部、1818番1の一部、1818番5、1820番1の一部、1820番2、1827番1の一部、1828番1の一部、1828番2の一部、1829番1の一部、1829番2、1830番2、1831番の一部、1831番地先、1833番1の一部及び1849番3地先	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字宮下2399番の一部、2400番の一部及び2400番地先
(4) 指定道路の延長	102.57メートル	(4) 指定道路の延長	20.48メートル
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
14(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	18(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1801番1の一部、1803番1の一部、1803番1地先、1804番の一部、1806番イの一部、1807番の一部、1808番1の一部、1808番4の一部、1810番の一部、1811番2の一部、1811番2地先、1850番1の一部、1850番2の一部、1853番の一部、1854番の一部、1860番の一部、1861番の一部、1867番1の一部、1867番2、1869番1の一部及び1869番2の一部	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字荒屋2393番の一部、2394番1の一部、2395番1の一部及び2395番1地先
(4) 指定道路の延長	156.17メートル	(4) 指定道路の延長	52.56メートル
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
15(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	19(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
(2) 指定の年月日	平成25年2月4日	(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字大久保1844番5、1845番1の一部、1845番2、1847番1の一部、1847番2、1848番1の一部、1849番1の一部、1849番3の一部、1849番3地先、1850番1の一部、1850番2、1851番1、1851番2の一部、1852番1の一部、1852番4、1856番の一部、1896番3、1897番1の一部、1897番1地先、1897番2、1897番ロの一部及び1898番2	(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字荒屋2362番2の一部、2362番2地先、2365番1の一部、2365番2、2365番3の一部、2366番1の一部、2366番2、2366番3の一部、2370番1の一部、2370番3、2394番3の一部、2394番4、2395番3の一部、2395番4、2396番の一部及び2396番地先
(4) 指定道路の延長	125.28メートル	(4) 指定道路の延長	78.54メートル
(5) 指定道路の幅員	4.00メートル	(5) 指定道路の幅員	4.00メートル
16(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路	20(1) 指定道路の種類	建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
		(2) 指定の年月日	平成25年2月4日
		(3) 指定道路の位置	飯山市大字静間字宮下2415番の一部、2416番の一部、2417番の一部、2421番の一部、2421番1の一部、2422番1の一部、2422番2、2423番1の一部、2424番1の一部、2424番1地先、2424番2の一部、2434番1の一部、2434番2、2435番3、2435番